

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する
明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()	
-------------	-------------	------------------	-----	-----	--

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	地 区 又 は 地 域	措法第68条の63第1項の 表の各号又は第2項の区分 第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)	1	第1号 ・ 第2号 ・ 第2項	特 別 控 除 額 の 計 算	情報通信産業特別地区	特定事業に係る連結所得の金額	13	円
		特 別 控 除 額 ((13)又は((22)× $\frac{(13)}{(19)})×\frac{40}{100}$)	14						
	設 立 年 月 日	2	・ ・	国 際 物 流 拠 点 産 業 集 積 地 域	特定事業に係る連結所得の金額	15			
		認定法人としての認定を受けた日	3		・ ・	特 別 控 除 額 ((15)又は((22)× $\frac{(15)}{(19)})×\frac{40}{100}$)	16		
	事 業 種 目	4		経 済 金 融 活 性 化 特 別 地 区	特 別 控 除 額 (各連結法人の(12)の合計)	17			
		(1)が第1号又は第2号の場合			連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「33の①」)	18			
	(1)が第1号又は第2号の場合	特定事業に係る個別所得金額	5	特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 が あ る 等 の 場 合 の 計 算	全軽減対象連結所得金額 (13) + (15) + (各連結法人の(8)の合計)	19			
		各連結法人の(5)の特定事業に係る個別所得金額の合計額	6		特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 の 合 計 額	20			
	特別控除額の個別帰属額 ((14)又は(16))× $\frac{(5)}{(6)}$	7	人	軽減対象連結欠損金額の合計額	21				
		個別所得金額 (別表四の二付表「33の①」) (マイナスの場合は0)			8	調整軽減対象連結所得金額 ((18)と((19) - (20) - (21))のうち少ない金額)	22		
	(1)が第2号の場合	経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	9	円					
		常時使用する従業員の総数	10						
従業員割合 $\frac{(9)}{(10)}$	11								
	特別控除額の個別帰属額 ((8)又は((22)× $\frac{(8)}{(19)})×\frac{40}{100}×(11)$)					12			